

消火器の適正な維持管理について

～横浜市消防局からのお願い～

令和3年5月に火災の際に使用した消火器が破裂し、初期消火を行っていた方が負傷する事故が発生しました。また、令和2年にも同様の事故が発生しています。

このような事故を起こさないために、次の3つの点に注意して、消火器の適正な維持管理を行ってください。

いざという時に消火器が使えるようにするためには

- ① **著しい腐食等が認められる消火器は使用を中止し、使用できないような措置を講じて、速やかに交換等**を行ってください。

底部の
腐食
劣化



上部の
腐食
劣化



- ② 6か月ごとの**定期的な点検を実施**してください。

設置されている消防用設備等は定期的に点検（※）を行い、その結果を管轄の消防署長に報告する必要があります。

※消防設備士等の資格を有する者に点検させる必要がある場合があります。



- ③ 平成23年1月1日以前の型式承認を受けた旧規格の消火器（※）は、**令和3年12月31日までに交換**を行ってください。



現行の表示



旧規格の表示



旧規格の消火器は
令和3年12月31日
までに交換が必要
です！



消火器リサイクル
窓口検索



※平成23年に製造されたものでも、旧規格の消火器がありますので、ご確認をお願いします。

ご不明な点やご相談は、
最寄りの消防署総務・予防課までお問い合わせください。

横浜市の消防署は
コチラです。

